

記載例(建植広告板)

屋外広告物安全点検報告書

東京都屋外広告物条例施行規則第1条第3項の規定により、下記のとおり報告します。

年 月 日

東京都知事 殿

報告者(申請者) 住所 氏名 () 氏電 () (法人にあつては、事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)

下記の結果は、事実と相違ありません。

屋外広告物管理者 住所 氏名 () 氏電 () 資格 記

点検箇所	点検項目	点検結果	※点検時基準	異常の内容と改善の内容		
		良好	経過観察	要改善	対象外	
上部基礎部・構造	1 上部構造全体の傾斜、ぐらつき	○				
	2 基礎のクラック(ひび割れ)、支柱と根巻きとの隙間、支柱ぐらつき	○				
	3 鉄骨のさび発生、塗装の老朽化		○			錆が所々に発生しているが、表面のみのため、安全上の問題はなし
支持部	1 鉄骨接合部(溶接部・プレート)の腐食、変形、隙間	○				
	2 鉄骨接合部(ボルト、ナット、ビス)のゆるみ、欠落	○				
取付部	1 アンカーボルト・取付部プレートの腐食、変形	○				
	2 溶接部の劣化、コーキングの劣化等	○				
	3 取付対象部(柱・壁・スラブ)・取付部周辺の異常				○	
表示部	1 表示面板・切り文字等の腐食、破損、変形、ビス等の欠落			○		欠落していたビスを補填
	2 側板、表示面板押さえの腐食、破損、ねじれ、変形、欠損	○				
	3 広告板底部の腐食、水抜き孔の詰まり			○		水抜き孔が詰まっていたため清掃
	4 表示面の汚染、変色、はく離		○			表示面の褪色が進んでいるが、安全上の問題はなし
照明装置	1 照明装置の不点灯、不発光			○		不点灯の電球を交換
	2 照明装置の取付部の破損、変形、さび、漏水	○				
	3 周辺機器の劣化、破損	○				
その他	1 付属部材(装飾、振れ止め棒、鳥よけ、その他付属品)の腐食、破損	○				
	2 避雷針の腐食、損傷				○	
	3 その他点検した事項()				○	

※記載方法に関する注意事項については、裏面を御参照ください。

事故は人の命にかかります。
危険の兆候を見逃さないで！

屋外広告物の落下等により人身事故や物損事故が発生した場合、管理者、所有者等の責任となり、損害賠償の請求や社会的信用失墜のおそれがあります。
日頃から管理やメンテナンスを行い、特に台風や地震などの自然災害の後には必ず点検を行いましょう。



屋外広告物の点検報告書の様式等が変わります！

令和8年4月1日
申請分から

強風による看板等の飛散事故等の防止のため、屋外広告物許可の継続時等に提出する屋外広告物の点検報告書の様式を改正し、点検強化を促進します。

改正のポイント

- 点検実施時期が、**許可申請前3か月以内**になります。
- **点検項目**が現行の6項目から**18項目**に増えます。
(点検項目の詳細は、本リーフレット中面をご覧ください。)
- **点検結果の判定方法**が、2段階(異状の有・無)から**3段階(良好・経過観察・要改善)**になります。
点検結果が**要改善**の場合は、**許可申請前に補修**が必要になります。
- 申請時には、以下のカラー写真(サービスサイズ程度)を添付してください。
①点検後の広告物等の全景と表示面(複数の表示面がある場合は各面)
②点検結果が**要改善**の場合は、**補修前後の状況**がわかるもの
- 報告書の名称が「**屋外広告物安全点検報告書**」になります。



改正に関する情報は随時以下のホームページに掲載します。

【東京都都市整備局HP】
https://www.toshiseibi.metro.tokyo.lg.jp/ryokuchi.keikan/kekan_kese/koukoku/tenkenkaisei



この印刷物は、印刷用の紙へリサイクルできます。



東京都都市整備局

東京都都市整備局都市づくり政策部緑地景観課
屋外広告物担当 電話 03-5388-3335(直通)

【新】屋外広告物の点検箇所・点検項目(6箇所・18項目)

画像出典(※以外):屋外広告物の安全点検に関する指針(案)(平成29年7月)国土交通省都市局公園緑地・景観課

点検箇所	点 検 項 目	例
基礎部 ・ 上部構造	1 上部構造全体の傾斜、ぐらつき	基礎部等 上部構造全体が傾斜 基礎にクラック 根巻きと支柱との隙間があり、さびが進行 支柱、ベースプレート、アンカー共にさびが顕著 支柱の腐食が進行
	2 基礎のクラック、支柱と根巻きとの隙間、支柱ぐらつき	
	3 鉄骨のさび発生、塗装の老朽化	
支持部	1 鉄骨接合部(溶接部・プレート)の腐食、変形、隙間	支持部 鉄骨接合部(溶接部)が腐食 ブラケットカバーにさびが進行 ボルトのゆるみや欠落
	2 鉄骨接合部(ボルト、ナット、ビス)のゆるみ、欠落	
取付部	1 アンカーボルト・取付部プレートの腐食、変形	取付部 取付部プレートが腐食 金具が劣化 溶接部が劣化 コーキングが劣化 壁面との間に隙間が発生 壁面にひびが発生
	2 溶接部の劣化、コーキングの劣化等	
	3 取付対象部(柱・壁・スラブ)・取付部周辺の異常	
表示部	1 表示面板・切り文字等の腐食、破損、変形、ビス等の欠落	表示部 表示面板が変形し、継ぎ目に隙間が発生 表示面の塗装が剥離、箱文字の落下も懸念 側板の腐食が進行 表示面板押さえのさびが進行 広告板底部の腐食が進行 水抜き孔の詰まり
	2 側板、表示面板押さえの腐食、破損、ねじれ、変形、欠損	
	3 広告板底部の腐食、水抜き孔の詰まり	
	4 表示面の汚染、変色、はく離	
照明装置	1 照明装置の不点灯、不発光	照明装置 ランプ球の一部が不点灯 ネオンの一部が発光 垂れ下がったソケット 配線が劣化し、ショート 変圧器のさびが進行
	2 照明装置の取付部の破損、変形、さび、漏水	
	3 周辺機器の劣化、破損	
その他	1 付属部材(装飾、振れ止め棒、鳥よけ、その他付属品)の腐食、破損	その他 振れ止め棒が変形 看板に付属する避雷針※(写真は良好な状態のもの)
	2 避雷針の腐食、損傷	
	3 その他点検した事項	

【新】点検結果の判定方法

以下の3段階の評価基準に従って点検結果を評価し、報告書の点検結果欄に「○」をご記入ください。

「良好」…異常が認められない

「経過観察」…安全上支障のない軽微な異常が認められる

→「異常の内容と改善の内容」欄に、異常の内容もご記入ください。

「要改善」…安全上支障のある異常が認められる

→必要な補修を行った上で、「異常の内容及び改善の内容」欄に異常と改善の内容をご記入
 いただくとともに、異常のあった箇所の補修前後を撮影したカラー写真を併せてご提出ください。

なお、該当する点検項目がない場合は、「対象外」に「○」をご記入ください。

「要改善」の異常は
補修されないと
許可できません！



【新】点検実施時期について

許可申請前3か月以内に行った点検結果をご報告していただくこととなります。

計画的な点検の実施をお願いします。

例)令和8年4月1日に継続の許可申請を行う場合

